

広 報

2025年3月号

編集委員 黒須俊行 南出美佐 原田由紀子 前原直之

【重要】広報の紙面での配布終了のお知らせ

現在発行している広報につきまして、ペーパーレス化による自然環境への配慮と共に、事務作業の軽減化を目的としまして今月号をもちまして紙面での配布を終了とさせていただきます。広報は継続して発行していきますので、今後は電子版の広報（PDF形式）を「eST-aid」を用いてお届けさせていただきます。またホームページ（会員ページ）にも広報ファイルをアップしていきますのでこちらもご利用ください。

なお、2025年4月号以降も紙面をご希望の場合は、印刷発行手数料として11,000円／1年（税込）で発行いたします。ご希望の方は事務局までご連絡ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【重要】会員への情報提供方法の変更のお知らせ（2025年4月から）

3月より「eST-aid」のシステムと今までのメーリングリスト・FAXを並行して会員へ情報提供をさせていただいていますが、4月から「eST-aid」のシステムのみを利用して情報提供させていただきます。なお、緊急時はFAXでお知らせいたします。

「eST-aid」のお知らせ機能では内容をカテゴリー別に分類することができ、過去のお知らせを探しやすくなっています。

また当会では「eST-aid」を用いて災害時の安否確認や開局情報の共有、地域における夜間・休日の医薬品提供体制のリスト化、公表を行っています。

さらに各薬局における採用薬や不動医薬品の公開が可能であり、各薬局間の小分けや不動医薬品解消の一助になればと考えております。

ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

都薬関連およびその他の重要な連絡事項など

1) 「学校薬剤師・地区薬剤師会を活用した OTC 濫用防止対策事業」成果物の公開について

厚生労働省では、啓発用資材「薬のオーバードーズって何だろう～あなたとあなたの大切な人の命を守るために～」(冊子・動画)、「ゲートキーパーとしての薬剤師等の対応マニュアルーOTC医薬品を販売する薬剤師・登録販売者、及び学校薬剤師向けー」が作成され、若年者に対する市販薬の乱用防止に関する啓発活動及び市販薬の販売現場等での相談対応にご活用いただけるように、厚生労働省ホームページ等において公開されました。

○厚生労働省ホームページ

- ・一般用医薬品の乱用(オーバードーズ)について(薬剤師、登録販売者の方へ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/index_00033.html



- ・一般用医薬品の乱用(オーバードーズ)について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/index_00010.html



*厚生労働省公式 YouTube の動画が各ページ内に掲載(埋め込み)されています。

2)「薬局における疾患別対応マニュアル～患者支援のさらなる充実に向けて～」及び「薬剤使用期間中の患者フォローアップ～適正な薬物治療 共同管理計画に向けたフォローを実施するために～」の公表について

医療計画における5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)に関して、令和5年度厚生労働省委託事業「薬局における疾患別耐人業務ガイドライン作成のための調査業務」により、「薬局における疾患別対応マニュアル～患者支援のさらなる充実に向けて～」が作成・公表されました。

○厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>

医薬品・医療機器>薬局における疾患別対応マニュアル～患者支援の更なる充実に向けて～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/5shippeiguide.html>



3)「薬物専門講師証明書」交付申請について

東京都保健医療局から、本年も薬物専門講師証明書交付申請の受付を開始する旨の連絡がありました。つきましては、薬物乱用防止に関する専門的知識を有し学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている会員の方で、証明の要件を満たして新たに薬物専門講師証明書の交付を希望される方は、「薬物専門講師証明書交付申請書」に必要事項をご記入の上、5月15日(木)までに東京都薬剤師会事務局 職能対策課へ郵送またはE-mail(PDF)でご提出をお願いいたします。

※詳細は保険部ページをご確認ください。

豊島区薬剤師会ホームページ>会員専用ページ>保険部より>Google ドライブはこちら

>会長会資料からの伝達事項>令和7年3月資料

https://drive.google.com/file/d/1jXybSR7YHVzG4-jFmUj0uwaNIDQirf0A/view?usp=drive_link



4) 東京都薬剤師会主催 登録販売者研修会(外部研修)の終了について

東京都薬剤師会では登録販売者制度が始まるにあたり、会員のいる薬局の薬剤師でない従業員の方々に対して登録販売者試験の支援を行い、さらに平成24年度より一般用医薬品の販売に従事するすべての登録販売者に対し、外部研修を毎年12時間以上受講することが義務化されたことから、厚生労働省から「外部研修の実施機関」の認可を受け、研修会を実施しておりました。毎年1回開催しておりましたが、多忙な中、参加される受講者の皆様の利便性等を鑑みた結果、今年度より東京都薬剤師会独自の外部研修を終了とし、毎年複数回開催され、より登録販売者への研修に特化した(公社)東京都医薬品登録販売者協会で実施される研修会をご案内す

ることとなりました。

4月以降に開催される(公社)東京都医薬品登録販売者協会で開催される研修会の詳細をリンク先のとおり、お知らせさせていただきます。

なお、令和6年度に東京都薬剤師会で開催した外部研修を受講された方には東京都薬剤師会から直接連絡が届きます。

○研修の受講方法は現地開催、eラーニング、DVDの3つの方法があります。

○東京都医薬品販売者協会会員以外の方の受講料は非会員価格となります。

受講方法によって価格が異なりますので、詳しくは別添資料をご参照ください。

○別添のご案内には申し込み期限が記載されておりませんが、随時受け付けているとのことです。

○年度内に第1回～第4回のカリキュラムを受講することで12時間の研修となります。

第3回、第4回の開催予定は別添資料4ページ目をご参照ください。

○研修履修の管理は研修手帳(初回のみ別途¥550、以降紛失等なければ無償交換)で行われ、修了証は希望者のみ別途¥330にて発行されます。

※詳細は保険部ページをご確認ください。

豊島区薬剤師会ホームページ>会員専用ページ>保険部より>Google ドライブはこちら
>会長会資料からの伝達事項>令和7年3月資料

https://drive.google.com/file/d/1DQ7uqEg4b5mkQnW3004BxZguvDTg1I/view?usp=drive_link



問合せ先:

公益社団法人東京都薬剤師会 薬局業務課 岡田・仲地

[TEL:03-3294-0271](tel:03-3294-0271)

E-mail: gyoumu@toyaku.or.jp

5) 日本薬剤師会雑誌の完全電子化に向けた対応「日薬雑誌アプリ」の運用開始について

「日本薬剤師会雑誌」は昭和24年(1949年)より発刊され、多くの皆さまにご活用いただきながら現在まで成長してまいりました。そのような中、近年のデジタル社会の進展に鑑み、本誌を電子的に活用するために、令和7年4月より、本誌のデジタルコンテンツを配信する「日薬雑誌アプリ」(以下、アプリ)の運用が開始されることとなりました。これによりスマートフォンなどの端末を利用して、手元で手軽に最新号からバックナンバーまでいつでも閲覧ができ、必要な記事を検索することなどが可能になります。本アプリの運用には、「Poste(ポステ)」※1を利用いたします。なお、日本薬剤師会ホームページ(会員向けページ)でこれまで閲覧が可能でありました「日薬雑誌電子書籍」※2も継続されます。

また一方で、昨今の物価高騰や人件費・郵送費の上昇などの影響により、紙の冊子の発行にかかる費用が大幅に増加する状況となっており、本年4月のアプリ稼働後は、9月号まで紙の冊子も発行されますが、翌10月号より、会員全員の皆さまへの紙の冊子の郵送を原則として終了となります。10月号以降も紙の冊子を希望される場合は、令和7年7月頃より受付が始まる予定です。(詳細は追ってご案内)紙の冊子の郵送は令和8年3月号の発送をもって完全に終了となります。

日本薬剤師会雑誌4月号～9月号(計6回)にてご案内され、日薬ホームページ等でも案内さ

れます。

今後もさらに、より有用かつ最新の情報が届く予定ですので、この度のアプリの導入、紙の冊子の廃止に向けた対応について、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※1 「Poste(ポステ)」のインストール方法や仕様は、別紙「ご利用ガイド」をご参照ください。

※2 現在、日本薬剤師会ホームページ(会員向けページ)の「日薬雑誌電子書籍」は印刷できないように制限されていますが、本年4月からは利便性向上のため制限が解除され、印刷可能となります。

※ご利用ガイド

https://drive.google.com/file/d/1DcqzquQA0-k-foFbQX_u7p4neng7KYLp/view?usp=drive_link



6)「日本薬剤師会会員証」の紙の発行・送付の終了等について

日本薬剤師会は「日本薬剤師会会員証」(以下、「会員証」)を、平成26年度より発行していました。発行から約10年が経過し、会員証の運用等の見直しがされ、紙の発行・送付を終了することとなりました。

会員証の運用につきましては、現状、会員証を使用する場面がないこと、正式な身分証明に使える仕様等ではなく、会員に日本薬剤師会会員番号を伝えるための手段として作成・配付をしていたことなどの理由から、前述の結論となりました。

なお、今後の会員証の運用等につきましては、電子化(アプリ等)を推進することが計画されており、概要等がまとめ次第、速やかにご案内申し上げます。

1. 日本薬剤師会雑誌4月号に同封する毎年度の全会員への紙の会員証の発行・送付は、令和7年4月分をもって終了とする。
2. 令和7年4月以降の新規入会会員には、暫らくの間、紙の会員証の発行・送付を継続する。

豊島区薬剤師会からの連絡事項

1) 豊島区薬剤師会臨時総会のご報告

令和7年3月24日(月)20:30より豊島区薬業会館にて臨時総会を行いました。
全ての議案を承認いただきましたのでご報告申し上げます。

2)【再掲】高齢者の服薬情報提供事業へご協力をお願い

当会と豊島区との共同事業「高齢者の服薬情報提供事業」へのご協力をいただき誠にありがとうございます。以前に配布した「届いていませんか？」のポスターを掲示お願いいたします。また、該当すると思われる患者へのお声掛けもお願いいたします。

なお、患者さんが来局され対応された先生は、引き続き翌月10日までに事務局まで所定の用紙にて報告をいただきますようお願いいたします。

3)【再掲】豊島区薬剤師会ホームページについて

地域における夜間・休日の医薬品提供体制の構築及びリストの公表を行っています。

【リストの掲載場所】

豊島区薬剤師会HP → 区民向けご案内 → 薬局をさがす（地図またはリストで探せます）

■ <https://www.toyoyaku.jp>

■ 会員専用ページのID、PWはいずれも「toshima」です。

今後とも、内容の充実を図るとともに、よりわかりやすい情報を発信してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

会員退会

山谷 和代	(A)	チチブ薬局二丁目店	長崎2-26-19
大山 学	(A)	ハタ薬局	要町3-11-3
林 隆行	(A)	大学堂児島薬品	西池袋1-13-9

会員入会

西村 裕美	(A)	チチブ薬局二丁目店	長崎2-26-19
多門 大輔	(A)	ハタ薬局	要町3-11-3

会員数報告

A 会員	109 名
B 会員	11 名
賛助会員	2 名
合 計	122 名

保険部より

1) いわゆる「敷地内薬局」に関する情報提供のお願い（情報提供協力

依頼）

日本薬剤師会では、保険医療機関による敷地内薬局の誘致状況に関して、過去に全国からの情報を取り纏めて状況把握をしており、数回にわたる診療報酬改定で敷地内薬局に対する適正化を講じられてきましたが、その後も保険医療機関による敷地内への誘導事例が報道等で散見されています。

現在は、令和6年度診療報酬改定において保険指定された敷地内薬局については、特別調剤基本料Aの届出情報により把握可能となっておりますが、今後は敷地内薬局の件数以外の情報で、下記等の情報を把握もしくは入手されましたらリンク先の「敷地内薬局に関する情報提供用紙」にて適宜情報のご提供をお願いいたします。

また、情報提供いただく際に、募集要項や図面、医療機関・薬局の写真等の資料も併せてご提供いただけたら幸甚に存じます。

ご多用中誠に恐縮ですが、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

・保険指定の前の情報（公募要件等を含む）等

- ・保険指定を受けている敷地内薬局であるが保険薬局としての独立性や運用面で問題があると思われる情報等
- ・賃貸関係を歪めるための第三者を介在させている事例等
- ・敷地内薬局の更新時に関する情報等

情報提供先: 東京都薬剤師会事務局医療保険課 hoken@toyaku.or.jp

2) 医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)

医療DX推進体制整備加算等の取扱いにつきましては、令和7年2月21日付け日薬業発第444号にてお知らせしたところですが、今般、疑義解釈が示されました。

なお、これら資料につきましては、厚生労働省ホームページに掲載されています。

○厚生労働省ホームページ「令和6年度診療報酬改定について」

厚生労働省トップページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療保険
>令和6年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

3) 東京都委託「健康食品に関する安全性情報共有事業」へのご参加及び健康食品による健康被害事例収集へのご協力をお願い

東京都健康安全研究センターより、別添のとおり、健康食品に関する安全性情報共有事業並びに健康食品との関連が疑われる健康被害事例の収集への協力依頼がありました。

本事業は、平成18年7月より東京都の委託を受けて開始しており、健康食品の利用との関連が疑われる健康被害の情報を幅広く収集し、分析・評価を行うことで健康食品による健康被害を未然に防止、あるいは拡大を防止するための大切な情報収集事業の一つと位置付けられています。

つきましては、次のとおり東京都健康安全研究センターからの依頼文書並びに令和6年度第2回「健康食品」による健康被害事例専門委員会での検討結果、これまでの収集事例を取りまとめた資料及び薬局店頭等に貼付いただくポスターを送付いたしますので、健康食品による健康被害事例の更なる収集にご協力いただけますようお願い申し上げます。

なお、「健康食品との関連が疑われる健康被害事例」は、医療関係者向けとなっておりますので、薬局等での内部資料としてご活用いただき、患者や顧客等に配布しないようお願い申し上げます。

○送付資料

依頼文書: 健康食品との関連が疑われる健康被害事例の収集への協力をお願いします

資料 1: 健康食品との関連が疑われる健康被害事例

(令和6年度第2回「健康食品」による健康被害事例専門委員会より)

資料 2: 健康食品との関連が疑われる健康被害事例のまとめ(令和7年2月)及び集計結果(別紙)

資料 3: ポスター「サプリ・健康食品の摂取で体に違和感が出ていませんか?」

○送付時期: 令和7年3月下旬

4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定 する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

厚生労働省医薬局長より次のとおり通知がありました。本通知は、令和7年厚生労働省令第17号（令和7年3月5日公布）をもって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）が改正されたことに関するものです。

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる3物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第二条第十五項に規定する指定薬物として指定した。

- ① N, N-ジエチル-7-メチル-4-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ[4, 3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
- ② 5-ニトロ-2-(4-プロポキシベンジル)-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
- ③ N-メチル-N-プロピルトリプタミン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日（令和7年3月5日）から起算して10日を経過した日（令和7年3月15日）から施行する。

5) 薬価算定の基準について

厚生労働省保険局医療課より別添のとおり連絡がありました。本連絡は、「薬価算定の基準について」が令和7年4月1日より変更されることに関するものです。新規収載品の薬価算定、既収載品の薬価の改定及び実施時期等について示されています。

https://drive.google.com/file/d/1iXhAKEmpK3yNLKwjUA19Sp3fWwx415Ms/view?usp=drive_link



6) 後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱い

について

厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありました。後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いにつきましては、令和6年9月25日付け日薬業発第230号にて通知されていますが、依然として後発医薬品の供給停止や出荷調整が続き、代替後発医薬品の入手が困難な状況となっていることを踏まえ、今般、出荷停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨時的な取扱い等について、引き続き令和7年4月調剤分からも適用されることとなりました。また、当該取扱いについては、令和7年9月30日を終期としているほか、対象品目、その他の診療報酬の取扱いなどについても示されています。

https://drive.google.com/file/d/1MnLgp5BrPpxlOWmlRsAVoBw-xm84bnD9/view?usp=drive_link



7) 令和7年度薬価改定に伴う令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の 臨時的な取扱いについて

厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありました。

令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いにつきましては、令和6年5月22日付け日薬業発第号にてお知らせしたところですが、今般、令和7年度薬価改定に伴い、別添のとおりカットオフ値の割合算出にあたって「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含めて計算してよい品目が改定され、令和7年4月調剤分から適用されることとなりました。

(別添)・令和7年度薬価改定に伴う令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて(令和7年3月7日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

https://drive.google.com/file/d/1crZgNbDs-693BIWE4-ZK5tFA2WXduPWp/view?usp=drive_link



8) 令和7年度薬価改定において不採算品再算定を適用された 医薬品及び 最低薬価品目の適正な流通について

令和7年度薬価改定において、不採算品再算定については、医療上の必要性が特に高い品目を対象として臨時・特例的に適用することが決定され、最低薬価については、消費者物価上昇率などの指標を参考に3%程度引き上げられました。今般の不採算品再算定が適用された趣旨及び最低薬価が引き上げられた趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通されるよう協力依頼がありました。また、不採算品再算定を適用された医薬品及び最低薬価品目は、改定前に必要量を上回る買い込み等が行われると、供給不足が発生し、これらの医薬品を必要とする医療機関・薬局における処方・調剤に支障を来すおそれがありますので、買い込みは厳に控えていただき、必要量に見合う適切な量を購入していただきますようお願い申し上げます。

9) 電子処方箋患者向け普及啓発資料の作成について

電子処方箋の周知広報の一環として、TVアニメ『薬屋のひとりごと』とタイアップした普及啓発リーフレット、動画、デジタルサイネージ等が作成されました。

患者への電子処方箋の周知にご活用ください。

1. 利用方法

医療機関等向け総合ポータルサイトからダウンロードしてご利用ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=f7feaf228344a2146eed0198beaad389

※医療機関等向け総合ポータルサイトへのログインが必要です。

※ダウンロードしたものを転売や商用利用等を行わないでください。

2. 利用期間

令和7年3月6日(木)～令和7年6月30日(月)

10) 令和7年度における電子処方箋の導入補助期間の延長および対象の追加について

厚生労働省医薬局総務課より、事務連絡がありました。

令和7年3月までに電子処方箋を導入した施設が対象とされていた導入補助について、補助の対象を令和7年9月までに電子処方箋を導入した施設に変更することです。合わせて、機能追加に対する補助として院内処方機能実装に対する補助が追加されました。

新規導入の際の基本機能+追加機能部分の補助合計額は変更されておりませんが、もし、新規導入の際に院内処方機能を同時に実装する場合は、基本機能+追加機能部分に加えて「追加機能部分（院内処方機能）」が請求可能とのこと。

https://drive.google.com/file/d/1t00n8nYPIugj9aocDAGxrpEngamk3iu/view?usp=drive_link



11) 調剤報酬点数表について

日本薬剤師会より医療DX推進体制整備加算等を反映した調剤報酬点数表が作成されたとのことです。

なお、近日中に日本薬剤師会ホームページに掲載予定です。

(別添)

- ・調剤報酬点数表（令和7年4月1日以降、順改施行
（令和7年3月12日付け、日本薬剤師会作成）

https://drive.google.com/file/d/1t96GUZm32g22xXIcZJHOSIUfcmkSTZUe/view?usp=drive_link



12) 公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて

厚生労働省保険局医療課から連絡がありました。

本連絡は、公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険適用に関するものです。薬事審議会医薬品第一部会において、適応外使用に係る公知申請の事前評価が終了した医薬品につきましては、薬事承認を待たずに保険適用とすることになっています。

令和7年3月6日より1成分2品目が適用となります。

一般名：ミコフェノール酸モフェチル

販売名：セルセプトカプセル 250、同懸濁用散 31.8%

会社名：中外製薬株式会社

追記される予定の効能・効果：難治性のネフローゼ症候群（頻回再発型あるいはステロイド依存性を示す場合）

追記される予定の効能・効果に関連する注意：

＜難治性のネフローゼ症候群＞

リツキシマブ（遺伝子組換え）による治療後に本剤を投与すること。また、診療ガイドライン等の最新の情報を参考に、本剤の投与が適切と判断される患者に使用すること。

なお、成人期に発症したネフローゼ症候群の患者に対する有効性及び安全性は確立していない。

追記される予定の用法・用量：

＜難治性のネフローゼ症候群＞

通常、ミコフェノール酸モフェチルとして1回500～600mg/m²を1日2回12時間毎に食後経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減するが、1日2,000mgを上限

1 3) 長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について (その4)

厚生労働省保険局医療課から連絡がありました。

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付につきましては、令和6年9月26日付け日薬業発第233号(その3)にてお知らせしたところですが、今般、追加の疑義解釈が示されましたのでお知らせ致します。

○後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

1 4) 長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品の追加について

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品につきましては、令和7年3月7日付け厚生労働省保険局医療課、事務連絡にて対象となる医薬品リストが示された旨の連絡がございましたが、令和7年3月14日にその医薬品リストの一部訂正について連絡がありました。

東京都薬剤師会では、その一部訂正されたリストに基づき別添のとおり「選定療養対象医薬品新旧対照表」リストを作成いたしましたので、ご活用ください。

※後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

別添 選定療養対象医薬品新旧対照表

https://drive.google.com/file/d/1eFXGgKIPEER-9aKDp0ARTyl4AJSCphb4/view?usp=drive_link



1 5) 【再掲】 保険に関する情報は「豊島区薬剤師会保険部グループページ」をご覧ください

豊島区薬剤師会では保険関係の情報を細かく伝達するために、専用ページを設けております。URLより通知等の原文のPDFが閲覧可能です。

豊島区薬剤師会ホームページ > 会員専用ページ > googleドライブはこちら

<https://drive.google.com/drive/u/1/folders/1Izvjl6An3GWZy3JDSlgLSOTVlawLkDRX>



学術部より

1) 豊島区薬剤師会学術勉強会のお知らせ

4月の勉強会は次のとおり実施いたします。

日時：令和7年4月17日（木）19:45-21:30

場所：情報通信機器（Zoom）を用いて実施いたします。

内容：【特別講演】「痔の正体と治療」～イラストで徹底説明～

演者：医療法人社団 俊和会 寺田病院 理事長兼院長 寺田 俊明 先生

☆今回の勉強会は東京都薬剤師会薬剤師生涯研修認定制度の認定単位1点となります。

☆申し込みを豊島区薬剤師会HPからの参加登録のみに限らせて頂きます。

☆申し込み方法：豊島区薬剤師会HPにアクセス→「勉強会・研修会情報」→

「お申し込みはこちら」をクリック→必要事項を入力し送信

☆参加受付開始日時：令和7年4月1日（火）9:00～4月14日（月）12:00

☆ご参加を事前申し込み100名様までと限らせて頂きます。

☆認定単位をご希望の方で薬剤師免許証コピー未提出の方は薬剤師免許証のコピーのFAXをお願いいたします。（過去に提出されていれば結構です。）

2) 【再掲】勉強会・研修会の単位付与について

豊島区薬剤師会の勉強会・研修会は、情報通信機器を用いた研修を中心に実施しております。

情報通信機器を用いた研修の視聴確認は、WEBシステム上のログとキーワードの確認によって行っております。単位は個人への付与であることから、各自のログが必要であることと、視聴確認の観点から、キーワードの提示は不定期であり、かつ複数回の提示はないことをご理解いただきますようお願いいたします。

なお、単位付与の基本的な考え方について豊島区薬剤師会ホームページに掲載しておりますので、ご確認いただくようお願いいたします。

薬学生実務実習関係

1) 実務実習指導薬剤師の方々へのお知らせ

2月17日（月）～5月4日（日）I期実務実習中（13薬局 18名）です。

集合研修は参加者12名、OTC研修（薬局マツモトキヨシ東長崎駅北口店）は2日間で参加者10名でした。

3月21日（金）10時30分～学校薬剤師実習（さの薬局）を予定しております。

指導薬剤師の先生方、ご指導をよろしくお願いいたします。

何かお困りのことがありましたらいつでも相談を受け付けております。

また、下記調査が実施されました。回答をお忘れの場合、早急に事務局へご連絡ください。

- ・2026年度実務実習受入施設調査
- ・認定実務実習指導薬剤師在籍調査

地域医療/多職種連携担当より

1) 池袋あうる薬局輪番

4月の輪番は以下の通りです。出勤よろしくお願ひいたします。

お願ひ ~ 輪番に入る7日前までに、出勤する方の氏名をあうる薬局まで連絡してください。

4 月	日勤 9:00~16:00		準夜 16:00~22:00	
		事務兼務		事務兼務
5 日(土)			平和通り保健薬局	前原
6 日(日)	ことぶき薬局 巣鴨店		河添	あかまつ薬局
12 日(土)				かもめ薬局
13 日(日)	マロン薬局 目白店		黒須	さの薬局(A)
19 日(土)				チチブ薬局
20 日(日)	ホサカ薬局		北川	よつば薬局 池袋西口店(T)
26 日(土)				薬局マツモトキヨシ 東長崎駅北口店
27 日(日)	上池袋薬局		小林	ヒバリ薬局
29 日(火)	すず薬局 上池袋店		江村	北池薬局(S)

2) 長崎休日診療所派遣

4月の輪番派遣は以下の通りです。出勤よろしくお願ひいたします。

4月	6日(日)	デイジー薬局東池袋店
	13日(日)	長崎調剤薬局
	20日(日)	長崎調剤薬局
	27日(日)	長崎調剤薬局
	29日(日)	デイジー薬局東池袋店

3) 医薬品・情報管理センター報告(令和7年2月)

2月

○相談件数

薬局からの処方箋応需	14
患者からの処方箋応需	7
医療用医薬品についての相談	1
医療機関紹介	0
一般用医薬品についての相談	0
その他	5
合計	27

○管理センター売上及び仕入

売上	¥2,693,270
仕入	¥1,450,883

○池袋あうる薬局処方箋受付状況

休日・夜間	118 枚
その他	358 枚
合計	476 枚

○情報発信2025.3

麻しん（はしか）

1972（昭和47）年9月30日以前生まれの人は注意が必要です。

麻しんは、麻しんウイルスによって引き起こされる急性の全身感染症として知られています。麻しんウイルスの感染経路は、空気感染、飛沫感染、接触感染で、ヒトからヒトへ感染が伝播し、その感染力は非常に強いと言われています。免疫を持っていない人が感染するとほぼ100%発症し、一度感染して発症すると一生免疫が持続すると言われています。感染すると約10日後に発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状が現れます。2～3日熱が続いた後、39℃以上の高熱と発疹が出現します。肺炎、中耳炎を合併しやすく、患者1000人に1人の割合で脳炎が発症すると言われています。死亡する割合も、先進国であっても1000人に1人と言われています。その他の合併症として、10万人に1人程度と頻度は高くないものの、麻しんウイルスに感染後、特に学童期に亜急性硬化性全脳炎（SSPE）と呼ばれる中枢神経疾患を発症することもあります。中高年でも、感染を経験しておらず、ワクチンを接種していないか1回しか接種していない人では、感染した場合は命にかかわることもあるとして、専門家は注意を呼びかけています。

かつては毎年春から初夏にかけて流行が見られていましたが、平成27年3月27日、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が麻しんの排除状態にあることが認定されました。排除後は、海外からの輸入例と輸入例からの感染事例のみを認める状況となっています。2025年1月1日～3月5日には9件の報告があり、そのうち7件は海外渡航歴が確認されています。

麻しんは感染力が強く、空気感染もするので手洗いとマスクだけで予防はできません。そのため、最も有効な予防法は予防接種といえます。また、麻しん患者に接触した場合、72時間以内に麻しんワクチンを接種することで発症を予防できる可能性があると言われています。

麻しんワクチン（主に接種されているのは麻しん風しん混合ワクチン）を接種することによって、95%程度の人が麻しんウイルスに対する免疫を獲得できると言われています。また、2回の接種を受けることで1回の接種で免疫が付かなかった人の多くに免疫をつけることができますが、年代によって接種状況が違うため注意が必要です。下表に年代別の麻しんワクチンの接種状況を示します。

生年月日	
1972（昭和47）年 9月30日以前生まれ	1回も接種していない可能性が高い年代。1978年（昭和53年）10月1日から定期接種を開始しているが（対象者は生後12ヵ月から72ヵ月）、自然感染により免疫を十分に持っている人以外は2回のワクチン接種を推奨。
1972（昭和47）年 10月1日～ 1990（平成2）年 4月1日生まれ	定期接種としては1回しか接種していない年代。特例措置*非対象者のため、免疫を十分持っていない可能性がある。これまでに合計2回の接種を受けていなければ、追加接種を推奨。
1990（平成2）年 4月2日～ 2000（平成12）年 4月1日生まれ	特例措置*対象者に相当する年代。接種率が低かったため、対象時期に2回目の接種を受けおらず、これまでに合計2回の接種を受けていなければ追加接種を推奨。
2000（平成12）年 4月2日以降生まれ	定期接種として2回接種を受けている年代。これまでに合計2回の接種を受けていなければ追加接種を推奨。

*特例措置

2008（平成20）年4月1日から5年間の期間限定で実施された措置で、麻しん風しん混合ワク

チンの定期接種対象者が中学 1 年生、および高校 3 年生相当に拡大され 2 回目のワクチンが接種可能だった。

日本プライマリ・ケア連合学会感染症委員会ワクチンチームによると、現在 50 歳代以上になる 1972 年（昭和 47）年 9 月 30 日生まれまでの人は、定期接種が始まっておらず、ワクチンを 1 度も接種していない可能性があるようです。それ以降の生まれでも、20 代半ば以上の 2000 年（平成 12）年 4 月 1 日生まれまでの人は、定期接種が 1 回のみだったため、免疫が十分ではない可能性があるようです。

専門家によると、定期接種が始まる前の世代では幼少期に感染していることが多く、ワクチンを接種していなくても抗体が十分あるケースも多いものの、感染した記録・記憶のない人は抗体検査で免疫の状態を確認したり、ワクチンの接種を検討したりしてほしいとしています。

（出典）

厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html

NHK 首都圏ナビ <https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20240312d.html>

日本プライマリ・ケア連合学会 HP [こどもとおとなのワクチンサイト
https://www.vaccine4all.jp/news-detail.php?npage=2&id=180](https://www.vaccine4all.jp/news-detail.php?npage=2&id=180)

文責 本多

4) 薬事日報からの今月の気になるトピック

☆零売は運用通知こそ改正を-OTC類薬除外に慎重意見

参議院予算委員会公聴会が13日に開かれ、日本総研調査部の成瀬道紀主任研究員が公述人として出席し、今国会で審議予定の医薬品医療機器等法改正案における処方箋なしでの医療用医薬品の販売（零売）に言及。零売の運用に関する通知の方を改正すべきと主張し、原則禁止とする記述を削除するよう訴えた。プライマリケアの中に薬剤師を位置づけて薬剤師が職能発揮できるよう「国民の利益に適う判断をしてほしい」と迫った。

成瀬氏は、「零売の原則禁止は改正案から削除すべき項目であり、改正すべきは関連通知」と強調。その理由として、「プライマリケアの中に薬剤師を位置づけること」と「医療保険財政の持続性確保」を挙げた。

プライマリケアについては「診療所や薬局が担い手として期待されている」と位置づける一方、高度専門職の薬剤師を養成しながらほとんどの薬局が処方箋調剤に特化していると指摘。「対物業務は薬剤師本来の業務ではなく、調剤に関する技術料で多大なコストを国民が税金や保険料を通じて負担している。本来の役割を担えない状況は人的資源の甚大な損失」とした。

さらに、成瀬氏はOTC類似薬についても言及し、一部の例外を設けつつ、処方箋医薬品以外は処方箋なしで薬剤師が販売すべきタイミングにあるとし、「OTC類似薬はOTC医薬品より優れている傾向があり、類似薬を処方箋なしで販売できないことは結果として薬剤師の職能を制限し、セルフメディケーションに取り組みたい患者に不利益を与える」と主張。「薬剤師が本来の職能を発揮できるか否かの岐路に立っている。その重要性を認識し、国民の利益に適う判断をしてほしい」と議員に迫った。

零売に関しては現行のルールに則った販売を遵守していれば徐々に規制緩和されて薬剤師の職能が発揮できる有用な医薬品供給方法だと思いますが、一部の不適切な零売制度を悪用したケースも目立っており、規制の緩和には難色が見えています。規制が緩和されればそれに伴い、薬剤師の果たすべき責任が発生しますので今後の動向に注視しつつ、適切に対応できるよう我々も自己研鑽していく必要があると感じました。

5)【重要・再掲】地域における夜間・休日の医薬品提供体制(在宅含む)の構築、リスト化及び周知等について

厚生労働省の「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」では、地域において求められる薬剤師サービスとして夜間・休日対応や在宅対応等が重要な要素として挙げられるとともに、会員・非会員を問わず地域の薬局が協力し、議論を行う必要があるとされました。また、第8次医療計画においても、在宅医療ニーズを踏まえ、麻薬・無菌製剤処理、小児への訪問薬剤管理指導、24時間対応等の体制構築が求められています。

これらの社会要請を踏まえ、日本薬剤師会より当該事項に関する体制構築と共に、地域住民へ情報の「見える化」の実現に関して依頼がございました。また、当該リストの公表は令和6年度診療報酬改定における地域支援体制加算・在宅薬学総合体制加算・連携強化加算の要件にもなっております。

豊島区薬剤師会では災害対策として既に利用している eST-aid を用いてリストの作成と公表を行っています。加算の有無に係わらず各自薬局情報の入力・更新をお願い申し上げます。

【操作手順資料】

<https://doc.est-jp.com/n/other/shopfn/shop.pdf>

【掲載場所】

豊島区薬剤師会ホームページ > 区民向けご案内

<https://toyoyaku.jp/residents.html>

■ リストでさがす

◇外来対応一覧表

◇在宅対応一覧表

◇その他の薬局機能一覧表

6)【再掲】eST-aid をご活用ください

豊島区薬剤師会では災害時情報共有システムとして eST-aid を利用しております。

会員の皆様には既にご登録頂き、毎年情報共有テストを震災が起こったことを想定して被災状況の報告をしていただいております。

eST-aidにはe-STockという各薬局における採用薬の開示および不動態医薬品の公開が可能なシステムが存在し、各薬局間の小分けや不動態医薬品解消に一助になればと今後活用を促進していきたいと考えております。操作方法などご不明点がございましたら豊島区薬剤師会事務局へお問い合わせください。

※災害時情報共有システム (eST-aid)

<https://est-jp.com/est-aid/>

理事会報告

日 時：2025 年 3 月 5 日（水） 午後 8 時 30 分開始 午後 11 時 20 分終了

場 所：豊島区南池袋 3-2-6 豊島区薬業会館

出席者：佐野会長 伊原副会長 佐藤副会長 江村副会長 田崎常務理事 元谷常務理事
南出常務理事 黒須常務理事 林理事 内山理事 小林理事 北川理事 原田理事
藤平理事 青嶋理事 廣田監事

2 月度理事会議事録に関して出席者全員により承認された。

報告事項

1. 学術・保険担当報告
2. 防災・公衆衛生・総務担当報告
3. 地域医療・多職種連携担当報告
4. その他
・池袋あうる薬局の薬剤師の労働審判の 2 月 28 日（火）の第 2 回期日について報告された。3 月 18 日（火）予定の第 3 回期日に和解金を提示し、決着させることが承認された。

協議事項

なし

審議事項

1. 令和 7 年度 収支予算書案の件
令和 7 年度 収支予算書案が承認された。
2. 都薬代議員・予備代議員 選挙の件
都薬代議員・予備代議員の選挙を総会開催日に行うことが承認された。
3. 令和 7 年度涼みどころ薬局事業の件
令和 7 年度涼みどころ薬局事業を薬剤師会として実施することが承認された。
4. 臨時総会付議事項及び総会・監査会の日程の件
臨時総会付議事項及び総会・監査会の日程について、付議事項と 6 月度理事会を 6 月 4 日（水）に、総会を 6 月 24 日（火）に開催することが承認された。
また、監査会の日程は、5 月最終週実施で調整することになった。
5. 来年度会員薬局マップ作成の件
会員薬局マップ作成は、令和 7 年度は作成を見送り 8 年度は改めて検討することが承認された。

豊島区薬剤師会の活動（2 月）

- 2/1（土） 令和 6 年度豊島区災害医療図上訓練
- 2/1（土） 荒川区薬剤師会新年会
- 2/2（日） 豊島区薬剤師会 区民公開講座
- 2/2（日） 東京都薬剤師会 実務実習受入薬局伝達講習会
- 2/4（火） 労働審判第 1 回期日
- 2/4（火） 豊島区薬剤師会 学術・保険担当グループミーティング
- 2/5（水） 池袋あうる薬局移転打合せ
- 2/5（水） 豊島区自殺・うつ病の予防対策委員会

2/6 (木)	豊島区薬剤師会	地域医療・多職種連携担当グループミーティング
2/6 (木)	豊島区薬剤師会	あうる薬局運営委員会
2/8 (土)	東京都薬剤師会	地区・職域薬剤師会会長会
2/12 (水)	豊島区薬剤師会	2 月度理事会
2/16 (日)	東京都薬剤師会	医療保険指導者養成講座
2/18 (火)	自治指導結果報告	
2/19 (水)	豊島区生活安全協議会、セーフティコミュニティ推進協議会及び総合高齢社会対策推進協議会	
2/20 (木)	豊島区国民健康保険運営協議会	
2/20 (木)	豊島区薬剤師会	学術講演会
2/25 (火)	豊島区薬剤師会	学術・保険担当グループミーティング
2/26 (水)	豊島区薬剤師会	防災・公衆衛生・総務グループミーティング
2/27 (木)	豊島区薬剤師会	地域医療・多職種連携担当グループミーティング
2/27 (木)	豊島区薬剤師会	あうる薬局運営委員会
2/27 (木)	豊島区新型インフルエンザ等対策推進協議会	
2/28 (金)	労働審判第 2 回期日	

令和 6 年度の主な活動

- 地区薬剤師研修会

第 1 回	令和 6 年 8 月 31 日 (土)	Web 実施
第 2 回	令和 7 年 3 月 22 日 (土)	Web 実施
- 薬剤師研修会

第 1 回	令和 6 年 11 月 28 日 (木)	としま区民センター
第 2 回	令和 7 年 3 月 13 日 (木)	北池薬局
- 区民公開講座

第 1 回	令和 6 年 10 月 27 日 (日)	としまセンタースクエア
第 2 回	令和 6 年 12 月 8 日 (日)	としま区民センター (健康展同時開催)
第 3 回	令和 7 年 2 月 2 日 (日)	としまセンタースクエア
- 健康展

	令和 6 年 12 月 8 日 (日)	としま区民センター
--	---------------------	-----------
- 新年会

	令和 7 年 1 月 18 日 (土)	ホテルメトロポリタン池袋
--	---------------------	--------------

令和 7 年度の主な活動予定

- 区民公開講座

第 1 回	令和 7 年 9 月 21 日 (日)	としまセンタースクエア
第 2 回	令和 7 年 12 月 7 日 (日)	としま区民センター (健康展同時開催)
第 3 回	令和 8 年 2 月 1 日 (日)	としまセンタースクエア
- 健康展

	令和 7 年 12 月 7 日 (日)	としま区民センター
--	---------------------	-----------
- 新年会

	令和 8 年 1 月 17 日 (土)	ホテルメトロポリタン池袋
--	---------------------	--------------

医薬品分割販売利用案内

公益社団法人豊島区薬剤師会 会長
豊島区医薬品・情報管理センター センター長

※要遮光の医薬品（散剤、顆粒、ドライシロップ、水剤）について、仕切り書と薬ラベルに「遮光」と記載することにした。保存に関しては各薬局にて管理をお願いいたします。

1. 分割販売品目: 医薬品約1800品目、投薬ビン・軟膏壺などの医療材料
豊島区薬剤師会ホームページに販売品目リストを掲載しております。

2. 販売単位: 容器が必要な場合は、所定の容器（有料）を使用いたします。

錠剤・カプセル	1錠・1カプセル単位
散剤・顆粒・ドライシロップ	1g単位（バラ）、1包単位（分包品）
水剤	1ml単位（バラ）、1包単位（分包品）
軟膏・クリーム	1g単位（バラ）、1本単位（チューブ）
点眼・点耳・吸入	1本単位
ハブ剤	1袋単位
坐剤	1個単位
医療材料等	1個単位

豊島区薬剤師会 HP
池袋あうる薬局・医薬品・情報管理センター
https://toyoyaku.jp/owl_center.html



3. 販売価格: 医薬品・・・薬価(消費税入) / その他医療材料等・・・取扱品目リストに掲載

4. 手数料	豊島区薬剤師会 会員	無 料	
	区外 東京都薬剤師会 会員	1 回	110 円 (消費税入)
	その他医療機関	1 回	2,200 円 (消費税入)

5. 検収・返品

医薬品受領時に必ずご確認ください受領印もしくは自署をお願いいたします。
品質管理上、返品はできません。ただし、メーカー回収の場合は、この限りではありません。
※使用期限が2ヵ月未満の場合は事前に確認の連絡をさせていただきます。
2ヵ月以上でも期限の確認が必要な方は発注書の備考欄にその旨をご記入ください。

6. 発注方法

注文方法：専用の発注書に必要事項を記入のうえ、FAXにてご注文ください。

受付時間	月曜日～土曜日	9 時 から 16 時 30 分
受取時間	月曜日～金曜日	9 時 から 17 時
	土曜日・日曜日・祝日	9 時 から 21 時 30 分

※年末年始、棚卸等により臨時休業する場合があります。（ホームページでご確認ください）

※指定の発注書は、ホームページよりダウンロードできます。

電話での注文は
お受けしておりません

7. 利用者の確認事項

初回利用時には、開設許可証の写し・都薬の会員証をお持ちの方は会員証の写しもご提出ください。

なお、豊島区薬剤師会会員の方は提出不要です。

その他開設許可更新等、管理センターが開設許可証の確認が必要と判断した場合には、再度ご提出 いただくことがあります。

8. 支払い方法

豊島区薬剤師会会員は、原則として月末日締め「翌月口座引落」となります。

その他の方は、「薬品受け取り時に現金支払い」となります。

公益社団法人豊島区薬剤師会
医薬品・情報管理センター 御中
FAX 03-3984-7546

取扱い要望書

令和 年 月 日

薬局名

以下の製品の取扱いを要望します

製品名	規格

※ 管理センターでは、会員様の要望のあるものにつきまして、取り扱いを検討し、採用するか否かを決定する資料として使用します。つきましては「取扱い要望書」に記入し、あうる薬局に提出してください。FAXでかまいません。

※ 「取扱い要望書」は、豊島区薬剤師会ホームページからもダウンロードできます。

管理センター取り扱いリスト追補

* 新規取り扱い（過去に中止または停止したものの再開、リスト作成時に漏れたものも含む）

薬品名	剤型	内用・外用
イメンドカプセル 80mg	C	内用
エイゾプト懸濁性点眼液 0.1%	本	内用
エナラプリルマレイン酸塩錠 5mg 「サワイ」	錠	内用
ソリター-T1 号輸液 500mL	袋	外用
ビオフェルミン散剤	g	内用
フェキソフェナジン塩酸塩錠 30mg 「SANIK」	錠	内用
フェルビナクテープ 70mg 「三笠」	袋	外用
プロテカジン OD 錠 10	錠	内用
ヘモレックス軟膏（20 g/本）	本	外用
モイゼルト軟膏 1%	本	外用
レベニン S 配合錠	錠	内用

* 取り扱い中止

薬品名	内用・外用
アロプリノール錠 100mg 「DSP」	内用
イクセロンパッチ 4.5mg	外用
エクラーローション 0.3%	外用
オルテクサー口腔用軟膏 0.1%	外用
カルデナリン OD 錠 0.5mg	内用
ザファテック錠 100mg	内用
ジヒドロコデインリン酸塩散 1% 〈ハチ〉	内用
セレコキシブ錠 200mg 「VTRS」	内用
ソフラチュール貼付剤 10 cm	外用
チンク油 「ニッコー」	外用
ニュープロパッチ 18mg	外用
ネリゾナ軟膏 0.1%	外用
ネリゾナユニバーサルクリーム 0.1%	外用
パリエット錠 5mg	内用
パロキセチン錠 20mg 「SPKK」	内用
フェルビナクテープ 70mg 「EMEC」	外用
フェロベリン配合錠	内用
プロスタール錠 25	内用
ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル軟膏 0.05% 「MYK」	外用
ベナパスタ軟膏 4%	外用
ラツーダ錠 40mg	内用

6 都薬会発第 476 号
令和 7 年 3 月 8 日

地区及び職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 高 橋 正 夫

「薬事衛生六法2025」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、(株)薬事日報社が発行する、「薬事衛生六法 2024」を会員向け斡旋書籍としておりますが、この度、内容の改訂が図られ、「**薬事衛生六法 2025**」が 3 月下旬(予定)に発行されます。引き続き下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- 1.名 称 : 「薬事衛生六法2025」
- 2.発 行 : 株式会社 薬事日報社
- 3.判 型 : B5判変型 約2, 100頁
- 4.価 格 : 定 価 6, 600円(税込)
会員価格 5, 940円(税込)
- 5.送 料 : 地区薬剤師会宛 無 料
個人・薬局宛10冊未満 660円
個人・薬局宛10冊以上 無 料
- 6.申 込 先 : 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当
- 7.申込方法 : FAXでお申し込みください。(FAX 03-3294-7359)
- 8.送金方法 : 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により
最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

→

地区・職域薬剤師会
東京都薬剤師会
(いずれかを○で囲って下さい)

御 中

幹旋図書 申込書

6 都薬会発第 476 号【7 年 3 月版】

★上記薬剤師会のいずれかにお申し込み下さい。(申込先によりご負担いただく送料が異なります 送料欄参照)

申込年月日		年 月 日
書籍届け先	薬 局 名 又は 地区・職域薬剤師会名	※ 地区・職域薬剤師会が一括申込をされる場合は地区名のみご記入ください
	住 所	〒 _____ ※地区・職域薬剤師会事務局の場合は記入不要
請求先住所		〒 _____ ※上記と同じ場合は記入不要
T E L		()
F A X		()
御担当者氏名		

該当書籍並びに別送いたします請求書の到着まで、このお申込書は大切に保管願います。

No.	出版社名	書 籍 名	幹旋価格 (消費税込)	+ 送料(税込)	部数
1	薬事日報社	薬事衛生六法 2025 ※3月下旬発刊予定 (定価 6,600 円)	5,940	地区薬 無 料 薬局・個人 660 円 " 10 冊以上 無 料	

※ 他の幹旋刊行物につきましては『日本薬剤師会雑誌』掲載の“日薬刊行物等のご案内”欄をご覧ください

★申込は、所属の地区・職域薬剤師会事務局 もしくは下記の東京都薬剤師会事務局までお願いします。

問合先：事務局 薬局業務課・書籍担当
公益社団法人 東京都薬剤師会
TEL 03(3294)0271